

「伝統的工芸品の後継者確保支援事業」業務委託に係る 企画提案公募要領

この提案説明書は、「伝統的工芸品の後継者確保支援事業」業務に係る企画提案公募に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものであり、提案者は、以下の事項を熟知し、提案書を提出するものとする。

なお、本公募は、令和7年度の当初予算成立後、速やかに業務を開始できるようにするため、当初予算成立前に公募を行うものであり、当初予算の内容によっては、今後、内容等が変更になることがある。

1 業務内容

（１）業務名

「伝統的工芸品の後継者確保支援事業」業務

（２）業務内容

別紙「公募仕様書」のとおり

2 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 予算上限

7, 152千円（消費税及び地方消費税含む）

（提案金額も審査・評価の対象となるので留意すること）

4 提案参加資格

提案参加に当たっては、次に掲げる（１）から（３）の要件（グループで参加する場合は（１）から（４）までの要件）を全て満たしていること。

（１）委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

（２）委託事業を実施するにあたり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないよう管理・運営を行うことができる者であること。

（３）次のアからキのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、契約までの間にアからキのいずれかに該当する事実が判明したときは、契約できない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2

年を経過しないもの。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。

- (4) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

5 スケジュール

令和7年6月20日（金）	「質問書」提出〆切
7月 1日（火）	「企画提案公募参加申請書」提出〆切
7月 4日（金）	「企画提案書」提出〆切
7月11日（金）頃	選定委員会によるプレゼンテーション審査

6 質問について

本公募要領や仕様書に関する質問がある場合は、「質問書」（様式1号）に必要事項を記入のうえ、下記により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月20日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

メール（アドレス：bussan-shinkou@pref.fukuoka.lg.jp）により、「質問書」（様式1号）を送付するとともに、受信確認のための電話をすること（TEL：092-643-3454）。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、福岡県ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

7 「企画提案公募参加申請書」の提出について

企画提案公募に参加する場合は、「企画提案公募参加申請書」（様式2号）に必要事項を記入の上、下記により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月1日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

メール（アドレス：bussan-shinkou@pref.fukuoka.lg.jp）により、「企画提案公募参加申請書」（様式2号）を送付するとともに、受信確認のための電話（TEL：092-643-3454）をすること。

8 留意事項

- (1) 本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するために行うものである。提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではない。
- (2) 本委託業務に係る成果物は、すべて県に帰属するものとする。

9 企画提案書類の提出について

(1) 提出書類および提出部数

下記(2)に定める期限までに、下表の書類一式を提出すること。

用紙サイズは、原則A4で、片面印刷とする。ただし、図表等の表現の都合上、一部用紙サイズを変更することは差し支えない。

	提出書類（提出部数）	備考
1	企画提案書類提出書（１部）	・様式３号
2	企画提案書（７部）	・様式任意 ・左記（１）～（４）を盛り込むこと。 ・「（２）事業内容」については、仕様書に基づき、出来る限り具体的に提案すること。 ・２０ページ以内
	（１）業務実施体制・スケジュール	
	（２）事業内容	
	（３）類似の過去事業実績	
	（４）経費見積書	
3	会社概要（７部）	・様式４号
	会社概要補足資料（７部）	・任意（パンフ等で可）
	グループ構成表（７部）	・様式５号。必要な場合のみ。

（２）提出期限

令和７年７月４日（金）午後５時まで

（※必着。この日時以降の提出は一切受け付けない。）

（３）提出先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園７番７号

福岡県商工部観光局観光政策課物産振興係（福岡県庁北棟７階）

（４）留意事項

- ・メール、ＦＡＸによる提出は受け付けない。
- ・郵送により提出する場合は、提出期限までに必着することとし、発送後に電話またはメールでその旨報告すること。
- ・提出された企画提案書類は当該業務の委託先の選定のみを使用する。
- ・企画提案書類の作成に要した費用等は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。

10 提案の辞退

提案書を提出後、提案参加を辞退する場合は、７月８日（火）正午までに様式６号「参加辞退書」を提出すること。

11 提案の評価及び選定

（１）応募のあった企画提案書について、選定委員会において、別紙「審査基準書」に基づき企画提案書の内容を総合的に審査し、評価をしたうえで、委託契約候補者を選定する。なお、提案書の内容について、７月１１日（金）頃にプレゼンテーション審査を行う。詳細については、提案締め切り後、通知する。

（２）結果の連絡

令和７年７月１８日（金）を目途に、提案者全員に対し選定結果を通知するものとする。なお、電話等による問い合わせには応じない。

12 その他

（１）業務実施予定者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書の提出を受け、委託契約を締結する。

（２）委託契約に先立ち、「当初委託契約額（消費税込）の１００分の１０以上の契約保証金として福岡県に納めていただく場合がある。なお、この契約保証金は、契約

が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了後に全額返還する。

また、地方自治体を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、福岡県競争入札参加資格者名簿登録業者であり過去２年間以内に地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合がある。

- (3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。

ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。

13 問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光政策課物産振興係

担 当：村崎、永津

電 話：０９２－６４３－３４５４

FAX：０９２－６４３－３４３１

メール：bussan-shinkou@pref.fukuoka.lg.jp